

# 兵庫県公報

平成29年3月28日 火曜日 第2886号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 有害興行の指定（青少年課）	2
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	2
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	3
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の認可（平成29年近畿地方整備局告示第27号）（道路街路課）	8
○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（同）	9
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 洲本都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	10
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	11
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	12
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	12
○ 同 上（同）	12
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	13
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	13
○ 中播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 西播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（同）	14
○ 阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道事業の事業計画の変更認可（平成29年近畿地方整備局告示第36号）（同）	15
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	15
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	15
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	16
<b>公 告</b>	
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	16
○ 落札者等の公示（管財課）	16
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	17
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	18
○ 同 上（同）	21
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	22
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	23
○ 同 上（同）	23
○ 落札者等の公示（管理課）	23
○ 同 上（同）	24
<b>正 誤</b>	
○ 平成8年1月8日付け兵庫県公報号外中	24
○ 平成28年8月2日付け兵庫県公報第2820号中	24

## 告 示

## 兵庫県告示第322号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	欲情旅館 したけりゃおいで	新東宝映画
同	大阪お天気娘 半熟美尻コテ返し！	オーピー映画
同	覚めない夢	伊藤希紗
同	性春リバーサイド ふたりでイこう	オーピー映画
同	フィフティ・シェイズ・ダーカー (原題) FIFTY SHADES DARKER	東宝東和



## 兵庫県告示第323号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
姫路市
- (2) 調査を行った期間  
平成25年7月から平成28年2月まで
- (3) 成果の名称  
姫路市大字安富町皆河の一部（第5地区）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
姫路市安富町皆河の一部
- (5) 認証年月日  
平成29年3月15日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
相生市
- (2) 調査を行った期間  
平成26年5月から平成28年11月まで
- (3) 成果の名称  
相生市若狭野町若狭野の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
相生市若狭野町若狭野の一部
- (5) 認証年月日  
平成29年3月15日

- 3 (1) 調査を行った者の名称  
加西市
- (2) 調査を行った期間  
平成23年12月から平成27年 3月まで
- (3) 成果の名称  
加西市国正町（大字国正の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
加西市国正町の一部
- (5) 認証年月日  
平成29年 3月15日
- 4 (1) 調査を行った者の名称  
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間  
平成26年 6月から平成28年 3月まで
- (3) 成果の名称  
多可町加美区（大字大袋（山林）の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
多可郡多可町加美区大袋の一部
- (5) 認証年月日  
平成29年 3月15日



**兵庫県告示第324号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 3 項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第 1 項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
兵庫県明石市二見町西二見376番地 1－2－114 中 村 政 博 同 県同 市同 町東二見1515番地 2 高 橋 仁三男	東二見	東二見漁業協同組合
兵庫県明石市二見町西二見810－1－807 大 西 計 寿 同 県同 市同 町西二見813－3 松 本 久 進	西二見	西二見漁業協同組合
兵庫県加古郡播磨町古宮864番地 1 南 山 安 男 同 県同 郡同 町古宮630番地12 谷 川 昭 一	播磨町	播磨町漁業協同組合

兵庫県姫路市大塩町2206—23 濱 野 弘 也 同 県同 市同 町462 八 木 元 啓	大塩町	姫路市漁業協同組合
兵庫県姫路市的形町の形294番地 3 尾 上 憲 一 同 県同 市同 町の形493番地 喜 多 隆 信	的形	姫路市漁業協同組合
兵庫県姫路市白浜町丙612番地106 星 尾 隆 文 同 県同 市同 町甲705番地 6 原 那 彦	白浜	姫路市漁業協同組合
兵庫県姫路市網干区浜田605 松 浦 銀 平 同 県同 市同 区浜田583— 2 那 波 保 彦	網干	姫路市漁業協同組合
兵庫県たつの市御津町室津155 吉 村 克 之 同 県同 市同 町室津432— 1 本 多 伸 弘	室津	室津漁業協同組合
兵庫県相生市相生4693番地 岩 本 健 藏 同 県同 市相生5133—24 岸 本 善 規	相生	相生漁業協同組合
兵庫県淡路市浅野神田101—19 河 野 秀 二 郎 同 県同 市斗ノ内1407 森 行 啓	浅野浦	浅野浦漁業協同組合
兵庫県淡路市郡家336— 1 伊 藤 和 孝 同 県同 市明神600 塩 田 英 詞	一宮町	一宮町漁業協同組合
兵庫県洲本市五色町鳥飼浦2328 福 島 富 秋 同 県同 市同 町都志624 小 谷 正 三	五色町	五色町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間 平成29年 3月28日から同年 4月11日まで

(2) 縦覧場所

東二見加入区	兵庫県明石市二見町東二見2017— 7	東二見漁業協同組合
西二見加入区	同 県同 市同 町西二見1003— 2	西二見漁業協同組合
播磨町加入区	同 県加古郡播磨町古宮768	播磨町漁業協同組合
大塩町加入区	同 県姫路市大塩町2142— 4	姫路市漁業協同組合大塩支所
的形加入区	同 県同 市的形町福泊492— 2	同 上 的形支所
白浜加入区	同 県同 市白浜町丙612	同 上 白浜支所
網干加入区	同 県同 市網干区興浜2093—133	同 上 網干支所

室津加入区	同	県たつの市御津町室津493—2	室津漁業協同組合
相生加入区	同	県相生市相生3—4—22	相生漁業協同組合
浅野浦加入区	同	県淡路市斗ノ内1694	浅野浦漁業協同組合
一宮町加入区	同	県同 市郡家1355	一宮町漁業協同組合
五色町加入区	同	県洲本市五色町鳥飼浦1—2	五色町漁業協同組合



**兵庫県告示第325号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
豊岡市赤石字竹栗1332の2・1332の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1334の4
- 2 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第326号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。  
平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
豊岡市赤石字竹栗1332の2・1332の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1334の3
- 2 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第327号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
多木化学株式会社本社工場  
加古郡播磨町宮西346番地  
常務取締役本社工場長 安 東 誠
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
多木化学株式会社本社工場  
加古郡播磨町宮西346番地
  - (3) 特定施設に関する事項

種 類	24号ニ 廃ガス洗浄施設		27号イ ろ過施設		
能 力	6,000m <sup>3</sup> N/時		0.19m <sup>3</sup> /時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0時～24時 5～10時間		0時～24時 6時間		
使用時間の季節的変動の概要	少ない		な し		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	1 以下	1 以下	1 ～ 2	1
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	50	80	20	20
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	300	500	200	300
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1 以下	1 以下	1 以下	1 以下
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	5,500	8,000	70	100
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	12	15	0.2	0.2	

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年 3月28日から同年 4月18日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ

27号口 遠心分離機 (No. 1、2)	
90m <sup>3</sup> /時	
同 左	
同 左	
同 左	
24時間連続	
同 左	
通常	最大
7	6～8
—	—
5	8
900	1,000
1以下	1以下
0.1以下	0.1以下
—	—
120	120

~~~~~

**兵庫県告示第328号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類  
公共測量（河川台帳附図修正図化（地図情報レベル2500））
  - (2) 作業期間  
平成28年9月28日から平成29年2月28日まで
  - (3) 作業地域  
加古川水系直轄管理区間及び沿川（加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市及び加東市の各市地内）
  - 2 (1) 作業種類  
公共測量（数値地形図データ更新）
  - (2) 作業期間  
平成28年10月31日から平成29年2月28日まで
  - (3) 作業地域  
相生市若狭野町野々、鶴亀、上松及び八洞
- ~~~~~

**兵庫県告示第329号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、丹波市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真測量レベル1000）
  - 2 作業期間  
平成28年6月7日から平成29年2月28日まで
  - 3 作業地域  
丹波市全域
- ~~~~~

**兵庫県告示第330号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成29年近畿地方整備局告示第27号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画道路事業  
3. 3. 420号二見稲美三木線
- 3 事業施行期間  
平成29年3月13日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県加古郡稲美町六分一字大池、岡字西、字タバタ及び字本タバタ並びに国安字辻ヶ外地内
  - (2) 使用の部分



なし



**兵庫県告示第331号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、都市計画法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3. 4. 10号垂水妙法寺線  
3. 3. 57号山下線
- 3 事業施行期間  
平成15年 7月22日から平成36年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第332号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、都市計画法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3. 5. 17号城北線
- 3 事業施行期間  
平成22年 6月15日から平成34年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第333号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、都市計画法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業

3. 2. 103号内環状東線

3 事業施行期間

平成21年 5月26日から平成32年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第334号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、都市計画法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

姫路市

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業

3. 2. 103号内環状東線

3 事業施行期間

平成24年 6月29日から平成34年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第335号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、都市計画法第62条第1項の規定により告示する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

洲本市

2 都市計画事業の種類及び名称

洲本都市計画道路事業

3. 5. 334号物部曲田塩屋線

3. 5. 735号汐見線

3 事業施行期間

平成 9年11月11日から平成30年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第336号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 3月28日か

ら供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年 3月28日から 2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域                            |    |                  |               |    |
|--------------|--------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|              | 区 間                                  | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>香美久美浜線 | 豊岡市気比字絹巻3751番4から<br>同 市気比字坪ノ内4273番まで | 旧  | 7.0から<br>27.0まで  | 499.0         |    |
|              |                                      | 新  | 11.0から<br>33.0まで | 505.0         |    |



**兵庫県告示第337号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 3月28日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年 3月28日から 2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名  | 道 路 の 区 域                              |    |                  |               |    |
|---------------|----------------------------------------|----|------------------|---------------|----|
|               | 区 間                                    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 国道<br>1 7 6 号 | 丹波市春日町坂101番1から<br>同 市柏原町柏原字六反田2913番1まで | 旧  | 6.0から<br>36.0まで  | 6,510.0       |    |
|               |                                        |    | 6.0から<br>47.0まで  | 3,548.0       |    |
|               |                                        | 新  | 9.0から<br>110.0まで | 5,877.0       |    |



**兵庫県告示第338号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 3月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年 3月28日から 2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名 | 道 路 の 区 域 |    |                 |               |    |
|--------------|-----------|----|-----------------|---------------|----|
|              | 区 間       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
|              |           |    |                 |               |    |

|                 |                                              |   |                 |      |
|-----------------|----------------------------------------------|---|-----------------|------|
| 県道<br>中 寺 北 条 線 | 姫路市船津町字深田通3092番 1 から<br>同 市船津町字深田通3090番 1 まで | 旧 | 7.0から<br>17.0まで | 31.0 |
|                 |                                              | 新 | 7.0から<br>19.0まで | 31.0 |

兵庫県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 3月28日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年 3月28日から 2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 道路の種類<br>路線名  | 道 路 の 区 域                                      |    |                 |               |    |
|---------------|------------------------------------------------|----|-----------------|---------------|----|
|               | 区 間                                            | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備考 |
| 国道<br>1 7 5 号 | 丹波市氷上町横田字茶屋ノ下672番 2 から<br>同 市氷上町石生字志原756番 3 まで | 旧  | 7.0から<br>22.0まで | 1,143.0       |    |

兵庫県告示第340号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3条第 1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び揖保郡太子町役場に備え置いて縦覧に供する。  
平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

| 区 域 名   | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名 | 小 字 名 | 地 番                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|-------|-------|------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平 岩 (3) | 揖 保 郡 | 太 子 町 | 東 出  | 丹 生 山 | 1 番、2 番14の一部、2 番19の一部、2 番23、2 番30から 2 番34までの各一部、2 番36の一部、2 番40から 2 番49まで、2 番50の一部、2 番51、2 番52の一部、2 番95から 2 番99までの各一部、2 番100、2 番101、2 番103の一部、2 番104、2 番105の一部、2 番107から 2 番117までの各一部、2 番188の一部、2 番52から 2 番95に至る地先の道路敷の一部 |
|         |       |       |      | 平 岩   | 34番から36番までの各一部、38番から40番までの各一部、38番地先の道路敷の一部                                                                                                                                                                              |
|         |       |       |      | 籬 前   | 113番の一部、119番の一部、120番の一部                                                                                                                                                                                                 |

兵庫県告示第341号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3条第 1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

| 区 域 名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名 | 小 字 名 | 地 番                                                                                                                                                               |
|-------|-------|-------|------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中 町   | 朝 来 市 |       | 山 口  | 東 山   | 19番2の一部、20番、21番の一部、19番2地先の道路敷の一部                                                                                                                                  |
|       |       |       |      | 中 町   | 73番の一部、117番1の一部、117番2の一部、124番の一部、125番の一部、125番1の一部、126番、127番の一部、128番の一部、137番の一部、138番の一部、139番、140番1の一部、140番2の一部、137番から139番に至る地先の道路敷の一部、140番1地先の道路敷の一部、127番地先の水路敷の一部 |
|       |       |       |      | 宮 下   | 145番の一部、145番地先の道路敷の一部                                                                                                                                             |



**兵庫県告示第342号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
高砂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業 高砂市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更なし
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第343号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
三田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画下水道事業 三田市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和54年 2月 2日から平成31年 3月31日まで  
変更後 昭和54年 2月 2日から平成35年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分

- 変更なし
- (2) 使用の部分
- 変更なし



**兵庫県告示第344号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
神崎郡福崎町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画下水道事業 福崎町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成7年1月20日から平成30年3月31日まで  
変更後 平成7年1月20日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第345号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
揖保郡太子町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画下水道事業 太子町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更なし
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第346号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
赤穂郡上郡町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
西播都市計画下水道事業 上郡町公共下水道

- 3 事業施行期間  
変更前 平成5年1月19日から平成31年3月31日まで  
変更後 平成5年1月19日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第347号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道事業の事業計画の変更認可の告示（平成29年近畿地方整備局告示第36号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和54年建設省告示第244号阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道事業武庫川上流流域下水道
- 3 事業施行期間  
昭和54年2月26日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第348号**

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 商号又は名称 美和住宅
- 2 代表者氏名 山 口 和 夫
- 3 事務所所在地 姫路市総社本町20番地
- 4 免 許 番 号 兵庫県知事(5)第350292号
- 5 免 許 年 月 日 平成25年1月30日



**兵庫県告示第349号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
東播都市計画区域区分

- 2 都市計画を変更した土地の区域  
小野市



**兵庫県告示第350号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成29年 3月28日

北播磨県民局長 貝 塚 史 利

- 1 重要調整池の所在地  
三木市細川町垂穂字榎山894—60  
三木市細川町垂穂字榎山894—93他
- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 所有者の名称  
株式会社 NESTA RESORT
  - (2) 住所（主たる事務所の所在地）  
三木市細川町垂穂894番地の60号
  - (3) 代表者の氏名  
延 田 久 式 生

**公 告**

**軽油引取税に係る免税証の無効公告**

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

| 種類               | 用途 | 記号・番号       | 有効期限           | 枚数 | 免税証に記載された販売業者の所在及び名称            | 交付<br>県民局  | 紛失<br>年月日     |
|------------------|----|-------------|----------------|----|---------------------------------|------------|---------------|
| 100<br>リットル<br>券 | 船舶 | H05 6685076 | 平成29年<br>7月31日 | 1  | 三木市大塚2丁目331—11<br>植田石油(株) 三木営業所 | 東播磨<br>県民局 | 平成29年<br>3月7日 |



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年 3月28日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
  - (1) 兵庫県庁第1号館、別館、第2号館、西館、第3号館、議場及び公館清掃業務 一式
  - (2) 兵庫県庁下山手分室及び災害対策センター清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部管理局管財課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年 3月8日
- 4 落札者の名称及び住所
  - (1) 株式会社三木美研舎 神戸市垂水区塩屋町1丁目3番11号
  - (2) 同 上



- 5 落札金額
  - (1) 88,452,000円
  - (2) 10,584,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成29年 1月24日



**海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成29年4月1日から次のとおり変更する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海に面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型機船底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ、かき等の養殖業が営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごやしらすの生産量の変動に大きく影響されるものの4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類は減少傾向にある。

冬季の風浪が厳しく、浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心に、10トン未満の小型船によるいか釣りや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。平成10年以降、漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21年以降は1万3千トン台となった。一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量は1千トンを上回り、べにずわいがにの生産量も安定しているが、全体の生産量は減少傾向にあり、特にするめいかなどのいか類の生産量が減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (i) 第1種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は次のとおりである。なお、するめいかについては資源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

| 魚 種       | 管理の対象となる期間           | 数 量 |
|-----------|----------------------|-----|
| まあじ       | 平成28年 1月から平成28年12月まで | 若干  |
| まいわし      | 平成28年 1月から平成28年12月まで | 若干  |
| まさば及びごまさば | 平成28年 7月から平成29年 6月まで | 若干  |
| するめいか     | 平成28年 4月から平成29年 3月まで |     |

- (2) 第1種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理量は次のとおりである。なお、するめいかについては資

源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

| 魚 種       | 管理の対象となる期間           | 数 量  |
|-----------|----------------------|------|
| まあじ       | 平成29年 1月から平成29年12月まで | 若干   |
| まいわし      | 平成29年 1月から平成29年12月まで | 若干   |
| まさば及びごまさば | 平成29年 7月から平成30年 6月まで | (注釈) |
| するめいか     | 平成29年 4月から平成30年 3月まで |      |

(注釈) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始するまでに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

- (2) するめいかの関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いか釣漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

- (3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理努力量は次のとおりである。

| 魚 種 | 採捕の種類              | 海 域  | 管理の対象となる期間                     | 漁獲努力量<br>(隻日) |
|-----|--------------------|------|--------------------------------|---------------|
| さわら | はなつぎ網漁業            | 瀬戸内海 | 平成29年 5月 6日から<br>平成29年 6月15日まで | 2,020         |
|     | 刺網漁業<br>(さわら流し網漁業) | 瀬戸内海 | 平成29年 4月20日から<br>平成29年 6月15日まで | 3,140         |

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

- (2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。

- (3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。

- (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年3月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 塚口さんさんタウン

所在地 尼崎市南塚口町二丁目860、861番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称            | 住所                 | 代表者の氏名 |
|---------------|--------------------|--------|
| 尼崎市都市開発株式会社   | 尼崎市南塚口町二丁目1番2—201号 | 池永英次   |
| クレンツ不動産開発株式会社 | 尼崎市南塚口町二丁目1番1—105号 | 高尾善雄   |
| 株式会社ダイエー      | 神戸市中央区港島中町四丁目1番1   | 近澤靖英   |

外4者

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

ア 変更前

尼崎市南塚口町二丁目860、861、865番地

イ 変更後

尼崎市南塚口町二丁目860、861番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称            | 住所                 | 代表者の氏名 |
|---------------|--------------------|--------|
| 尼崎市都市開発株式会社   | 尼崎市南塚口町二丁目1番2—201号 | 池永英次   |
| クレンツ不動産開発株式会社 | 尼崎市南塚口町二丁目1番1—105号 | 高尾善雄   |
| 株式会社ダイエー      | 神戸市中央区港島中町四丁目1番1   | 村井正平   |

外54者

イ 変更後

| 名称            | 住所                 | 代表者の氏名 |
|---------------|--------------------|--------|
| 尼崎市都市開発株式会社   | 尼崎市南塚口町二丁目1番2—201号 | 池永英次   |
| クレンツ不動産開発株式会社 | 尼崎市南塚口町二丁目1番1—105号 | 高尾善雄   |
| 株式会社ダイエー      | 神戸市中央区港島中町四丁目1番1   | 近澤靖英   |

外4者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称         | 住所                | 代表者の氏名 |
|------------|-------------------|--------|
| 株式会社ダイエー   | 神戸市中央区港島中町四丁目1番1  | 村井正平   |
| 株式会社マツヤデンキ | 大阪市大正区泉尾3丁目11番14号 | 瀧川一隆   |
| ツーハンズ株式会社  | 名古屋市港区砂口町119      | 松本幸紀   |

外55者

イ 変更後

| 名称         | 住所                 | 代表者の氏名 |
|------------|--------------------|--------|
| 株式会社ダイエー   | 神戸市中央区港島中町四丁目1番1   | 近澤靖英   |
| 株式会社マツヤデンキ | 大阪市中央区日本橋一丁目17番17号 | 瀧川一隆   |
| 株式会社未来屋書店  | 千葉市美浜区中瀬一丁目6番地     | 羽牟秀幸   |

外1者

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前

28,810平方メートル

イ 変更後

10,838平方メートル

(5) 駐車場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

102台

イ 変更後

73台

(6) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

1,247台

イ 変更後

643台

(7) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

232平方メートル

イ 変更後

100平方メートル

(8) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

146立方メートル

イ 変更後

87立方メートル

(9) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の名称    | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|---------------|------|-------|
| 株式会社ダイエー 外56者 | 午前7時 | 翌午前0時 |
| 株式会社ファミリーマート  | 24時間 |       |

イ 変更後

| 小売業を行う者の名称   | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|--------------|------|-------|
| 株式会社ダイエー 外3者 | 午前7時 | 翌午前0時 |

(10) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

| 駐車場          | 利用可能な時間帯          |
|--------------|-------------------|
| 2番館・3番館地下駐車場 | 午前6時30分から翌午前0時30分 |
| 隔地駐車場        | 午後11時から翌午前7時      |

イ 変更後

| 駐車場      | 利用可能な時間帯          |
|----------|-------------------|
| 2番館地下駐車場 | 午前6時30分から翌午前0時30分 |

(11) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

2箇所（出入口2箇所）

イ 変更後

1箇所（出入口1箇所）

- 4 変更年月日  
平成29年11月3日ほか
- 5 届出年月日  
平成29年3月2日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成29年3月28日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成29年7月28日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 山崎ショッピングセンター  
所在地 宍粟市山崎町中井7番地の4
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 山崎商業開発株式会社  
住所 宍粟市山崎町中井7番地の4  
代表者の氏名 田 村 光
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
    - ア 変更前  
恒 田 満
    - イ 変更後  
田 村 光
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 

|             |                  |         |
|-------------|------------------|---------|
| ア 変更前       |                  |         |
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名  |
| イオンリテール株式会社 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1  | 村 井 正 平 |
| 田中商事株式会社    | 愛媛県松山市大街道二丁目3番地8 | 田 中 康 雅 |
| 有限会社コーエーカメラ | 宍粟市山崎町東鹿沢26-3    | 横 山 幸 子 |
| 外28者        |                  |         |
| イ 変更後       |                  |         |
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名  |
| イオンリテール株式会社 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1  | 岡 崎 双 一 |
| 田中商事株式会社    | 愛媛県松山市大街道二丁目3番地8 | 田 中 康 雅 |
| 有限会社コーエーカメラ | 宍粟市山崎町東鹿沢26-3    | 横 山 寛   |

外22者

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
平成28年 5月14日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成28年 6月 1日ほか

5 届出年月日

平成29年 3月 6日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
- (2) 縦覧期間  
平成29年 3月28日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成29年 7月28日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 モールラフィオーネ  
所在地 三田市富士が丘 2丁目 7番

2 同法第 8 条第 1 項の規定により三田市から聴取した意見の概要

- (1) 特定施設に係る事項  
騒音・振動に係る特定施設の使用等方法について、変更等がある場合は、環境衛生課まで届出を行うこと。
- (2) 来店車両の円滑な入庫に関する事項  
ア 来店車両が円滑に入庫できないことにより周辺道路が混雑し、災害発生時に緊急車両の通行障害が発生しないよう留意すること。  
イ 消防活動に支障が生じないように利用者に対する駐輪場ルールの徹底と警備員等による駐輪車両の整理整頓を実施すること。
- (3) 事業系廃棄物の適正な処理に関する事項  
ア 廃棄物処理法第 3 条（事業者の責務）の規定に基づき、事業系一般廃棄物の適正処理、減量化・資源化の推進と市の減量化施策への協力をする事。  
イ 三田市の「事業系ごみの適正処理・減量化ハンドブック」を確認し、事業系一般廃棄物の適正処理に努めること。  
ウ 事業活動に伴って生じた廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）は廃棄物処理法、各リサイクル法に基づき事業者の責任において適正に処理すること。  
エ 事業系一般廃棄物の排出量が一定の規模（3 t 以上/月）を超える場合は減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出を行うこと。  
オ 事業所の自主的な取組みとして資源物の店頭回収について積極的に推進すること。
- (4) 青少年の非行防止対策の確保に関する事項

青少年健全育成の観点から、店舗の屋内外について、専属警備員に巡回・巡視させるなど、不測の事態に備え、未成年者の不法行為・たむろ・喫煙などの未然防止策を講じ、その処理にあたっては、警察など関係機関との連携を密にし、対処すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成29年3月28日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年3月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町富永字壺本松879番1の一部、879番5、892番の一部、892番2の一部

同 市龍野町富永字堤添989番7、989番8、989番11、989番15

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

たつの市龍野町富永719番地

土井勝憲

3 許可年月日及び許可番号

平成28年11月22日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-27号（28たつの）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年3月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市万勝寺町字中山853番15、853番16、853番18から853番21まで、853番23の一部、853番49の一部

同 市万勝寺町字中山中越548番21、548番23の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市城東町清水6番地

姫路合同貨物自動車株式会社 代表取締役 北野耕司

3 許可年月日及び許可番号

平成28年4月4日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-28号（27小野）



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成29年3月28日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 落札に係る物品の名称及び数量

災害救助用毛布 30,000枚

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 落札者を決定した日  
平成29年 1月23日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社ミヨシ 大阪市浪速区桜川 4丁目10番27号
- 5 落札金額  
28,674,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成28年12月13日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成29年 3月28日

契約担当者  
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
災害用組立式トイレ 155基
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号
- 3 落札者を決定した日  
平成29年 1月23日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社ミヨシ 大阪市浪速区桜川 4丁目10番27号
- 5 落札金額  
42,954,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成28年12月13日

**正 誤**

○平成 8年 1月 8日付け（兵庫県公報号外）  
兵庫県規則第 1号（環境の保全と創造に関する条例施行規則）中

| (ページ) | (行)   | (誤)                 | (正)                 |
|-------|-------|---------------------|---------------------|
| 3     | 下から 7 | 水質汚濁防止施行令           | 水質汚濁防止法施行令          |
| 22    | 上から 3 | 塩折施設                | 塩析施設                |
| 23    | 上から24 | 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 | 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 |
| 113   | 上から11 | 第152条第 1項           | 第154条第 1項           |



○平成28年 8月 2日付け（兵庫県公報第2820号）  
兵庫県企業庁管理規程第 5号（企業庁宿舍管理規程の一部を改正する管理規程）中



| (ページ) | (行)  | (誤) | (正)    |
|-------|------|-----|--------|
| 8     | 上から6 | 第5条 | 第5条第1項 |